



袋 監 第 17 号

平成30年8月21日

袋井市長 原 田 英 之 様

袋井市監査委員 鈴木 英 司

袋井市監査委員 大 場 正 昭

平成 29 年度袋井市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された平成29年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

第 1 平成 29 年度 袋井市財政健全化審査意見

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 29 年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査日

平成 30 年 7 月 30 日

3 審査の方法

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が健全化法の規定に基づき適正に作成されているかを着眼点として審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であることを認めた。

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率における早期健全化基準は 12.53%であるが、本市の実質赤字比率は、実質赤字額がなく黒字であり良好である。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率における早期健全化基準は 17.53%であるが、本市の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がなく黒字であり良好である。

(3) 実質公債費比率について

平成 29 年度の実質公債費比率は 8.8%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っており良好である。

(4) 将来負担比率について

平成 29 年度の将来負担比率は 59.4%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っており良好である。

いずれの比率も早期健全化基準を大きく下回っており、健全な財政状態である。

(単位:%)

| 項目 | 健全化判断比率 | 早期健全化基準 |
|------------|---------|---------|
| 1 実質赤字比率 | — | 12.53 |
| 2 連結実質赤字比率 | — | 17.53 |
| 3 実質公債費比率 | 8.8 | 25.0 |
| 4 将来負担比率 | 59.4 | 350.0 |

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。黒字である場合は「—」と記載した。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。黒字である場合は「—」と記載した。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

第2 平成29年度 袋井市公営企業の財政健全化に係る審査意見

1 審査の対象

袋井市水道事業会計

袋井市病院事業会計

袋井市公共下水道事業特別会計

袋井市農業集落排水事業特別会計

上記各会計決算について、健全化法第22条第1項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の日

平成30年7月30日

3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、健全化法の規定に基づき適正に作成されているかを着眼点として審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であることを認めた。

(1) 水道事業会計

平成29年度における資金不足は発生していない。

(2) 病院事業会計

平成29年度における資金不足は発生していない。

(3) 公共下水道事業特別会計

平成29年度における資金不足は発生していない。

(4) 農業集落排水事業特別会計

平成29年度における資金不足は発生していない。

いずれの会計も資金に不足を生じていないことから、健全な経営がなされている。

1 公営企業に係る会計（法適用企業）

（単位：％）

| 会計名 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------|--------|---------|
| 水道事業会計 | — | 20.0 |
| 病院事業会計 | — | |

2 公営企業に係る会計（法非適用企業）

（単位：％）

| 会計名 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------------|--------|---------|
| 公共下水道事業特別会計 | — | 20.0 |
| 農業集落排水事業特別会計 | — | |

3 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。資金不足額が生じない場合は、「—」で記載した。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 資金の不足額

- ・ 法適用企業の場合

資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

- ・ 法非適用企業の場合

資金の不足額＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費に対する地方債現在高）－解消可能資金不足額

※ 事業の規模

- ・ 法適用企業の場合

事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

- ・ 法非適用企業の場合

営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額